

大和市予算決算会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第33号

大和市予算決算会計規則等の一部を改正する規則

(大和市予算決算会計規則の一部改正)

第1条 大和市予算決算会計規則(昭和41年大和市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第51条中「神奈川県及び東京都」を「全国の区域」に改める。

別表第1 総務部の項委任する事務の範囲の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表文化スポーツ部の項委任する事務の範囲の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 観光等促進事業参加負担金

別表第1 街づくり施設部の項委任する事務の範囲の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表教育委員会の項委任する事務の範囲の欄第3号及び第4号を次のように改め、同欄第5号を削る。

(3) 就学援助費等に係る返還金

(4) その他所管に属する使用料

(大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第2条 大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和46年大和市規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則中「市長の決裁」を「必要な決裁」に改める。

第20条中「大和市」を「全国」に改める。

(大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第3条 大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和2年大和市規則第34号)の一部を次のように改正する。

本則中「市長の決裁」を「必要な決裁」に改める。

第21条中「神奈川県又は東京都の区域内」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。